平成２２年（フ）第４８０号
函館市大川町４番１号
債務者　鎌田　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４８３号
北海道二海郡八雲町東町177番地２
債務者　小岩　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４８４号
北海道二海郡八雲町東町177番地２
債務者　小岩　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４８６号
函館市昭和２丁目35番16号
債務者　佐々木博美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９０号
函館市東雲町10番11号
債務者　成田　克宏
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
函館地方裁判所

破産手続終結

平成２２年（フ）第６４号
鹿児島県指宿市開聞川尻5450番地７
破産者　有限会社源生牧場
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６６号
石川県七尾市千野町ヘ部26番地の１
破産者　株式会社谷内建材
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所七尾支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２４９号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目10番３号
破産者　拓正建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
2　一般調査期日　平成23年１月14日午前10時30分
平成22年10月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９３号
大阪府東大阪市中石切町２丁目12番12号
破産者　曽根　憲一
1　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
2　一般調査期日　平成23年１月17日午後３時30分
平成22年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１号
京都市南区西九条大国町13番地
破産者　片山ゆき子
1　破産債権の届出期間　平成22年11月30日まで
2　一般調査期日　平成23年１月20日午後１時30分
平成22年10月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
群馬県館林市傍示塚町137番地１
破産者　百合産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
2　一般調査期日　平成23年１月13日午後４時20分
平成22年10月18日　前橋地方裁判所太田支部

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第２７２号
宮崎県延岡市石田町4428番地の１
破産者　興栄産業株式会社
特別調査期間　平成22年11月16日から平成22年11月23日まで
平成22年10月19日　　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１９０号
長野県上田市腰越171番地
破産者　下村　　恭
1　期日　平成22年12月１日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年10月18日　長野地方裁判所上田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第４９８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番11号
破産者　有限会社鹿児島ユニフォーム販売
異議申述期間　平成22年12月10日まで
平成22年10月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１８９６号
東京都文京区大塚６丁目37―７―408
破産者　森本　幸平
免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
平成22年10月18日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２２年（再）第１０４号
大阪府大阪市西区京町堀１丁目４番16号
再生債務者　中小企業保証機構株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座６―９―７　近畿建物銀座ビル７階　銀座通り法律事務所　弁護士　清水　建夫
平成22年10月15日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第５５号
東京都港区赤坂４丁目８番20号、開始決定時の住所東京都港区元赤坂１丁目１番８号
再生債務者　株式会社グリーンパワーソリューション
1　決議に付する再生計画案　平成22年10月４日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年11月16日午後１時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年11月８日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年11月２日
平成22年10月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第７９号
東京都小金井市本町２丁目20番22号
再生債務者　近藤　幸夫
1　決議に付する再生計画案　平成22年10月８日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年11月16日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年11月８日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年11月２日
平成22年10月14日
東京地方裁判所民事第20部